

## 7 八穂クリーンセンター受入基準

八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物ごみは、当組合を構成する市町村において排出された事業系受入要領に基づき承諾を受けた事業系ごみで以下に示されたものに限りです。

プラスチック類などの「産業廃棄物」は搬入することができないため、産業廃棄物処理業の許可を持った業者へ相談のうえ、処理してください。

また、リサイクルできるものは収集業者へ委託するなどして資源化してください。

	品目	受入対象	荷姿・大きさ等
事業系一般廃棄物ごみ	可燃ごみ	事務所等から出たものに限る。 家庭系ごみと同等のものに限る。※	<b>原則、中身が見えるごみ袋を用い、屋号等を記入する。</b>
	不燃性粗大ごみ	事務所等（家庭系ごみと同等）から出たものに限る。 直接搬入に限る。	2m×1.5m×2m以内 太さ 30 cm未満
	可燃性粗大ごみ		2m×1.5m×2m以内
	不燃ごみ		原則、中身が見えるごみ袋を用い、屋号等を記入する。

※排出される各市町村ホームページ等を参考にしてください。

- ・ 草の搬入については、混載を認めない。  
ただし、混載の場合は袋等に入れて屋号等を記入し排出する。
- ・ 木の搬入については、混載を認めない。  
ただし、混載の場合はヒモ等で縛り屋号等を記入し排出する。

## 搬入可能ごみ例

			
生ごみ（厨芥類）	生ごみ（厨芥類）	布類 (汚れたものに限る)	草木類
			
紙おむつ	シール剥がし紙	畳 (直接搬入に限る)	布団 (直接搬入に限る)

## 搬入不可能ごみ例（産業廃棄物等）

			
プラスチック類①	プラスチック類②	プラスチック類③	プラスチック類④
			
プラスチック類⑤	ビニール製テープ	発泡スチロール	PPバンド

			
パレット	電子機器類	ケーブル類	ワイヤー類
			
事務用品	アルミチューブの毛染め剤	草刈り機の刃	陶器・ガラス類
			
焼却灰	ライター	スプレー缶	蛍光管類
			
乾電池	農薬類	バッテリー	医療系廃棄物

※産業廃棄物等のごみについては、指定の処理方法に従って処理してください。

## 搬入**不可能**ごみ例（資源物）

			
ペットボトル	缶類	びん類	リサイクル可能な紙類